

企業間の共存共栄関係を構築する

パートナーシップ構築宣言

皆さんは、「パートナーシップ構築宣言」をご存知でしょうか。「パートナーシップ構築宣言」とは、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築すること、取引先とWinWinな関係を築くことを目的として、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。2022年9月現在で約1万3千社の企業が宣言を行っており、当社も本年4月1日付で宣言を行い、公表しております。

なぜ「パートナーシップ構築宣言」が必要なの？

導入された背景としては、長引く感染症流行の影響や原材料・エネルギー価格の高騰等により、弱い立場になりやすい中小企業を中心に取引条件の「しわ寄せ」が懸念されているからです。

このような課題に対応し、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築するために、政府は、2020年に「パートナーシップ構築宣言」の制度を創設し、各企業に参加を促しています。

どのような取り組みを行うの？

宣言企業は、主に次の①②の内容につき宣言を行い、取り組みが必要があります。

① サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

サプライチェーン全体での付加価値向上への取り組み、企業規模等を超えた連携による取引先との共存共栄の構築、その中で取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援をすることも求められています。

② 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守

取引先、とりわけ下請取引先

との取引慣行のうち、⑦価格決定方法（不合理な原価低減要請の禁止など）、④型管理などのコスト負担（型の無償保管要請の禁止など）、⑤手形の支払条件（支払いサイト60日以内など）、⑥知的財産・ノウハウ（一方的な秘密保持契約の禁止など）、④働き方改革等に伴うしわ寄せ（適正なコスト負担を伴わない短納期発注の禁止など）に重点的に取り組むことが求められます。当社の「パートナーシップ構築宣言」においても、以上①②のほか、「クラブウグループ倫理綱領」等に基づいた公正な取引の実施などが記載されています。当社の「パートナーシップ構築宣言」については、左のQRコードからご覧いただけます。



宣言を行うメリット

「パートナーシップ構築宣言」の公表・実践は、取引先との長期的な良好な関係の構築をはじめ、一部の補助金制度における加点点置（優先採択）、SDGs（持続可能な開発目標）の目標の達成につながるなど、企業に非常にメリットの多い取り組みです。

最後に

当社においても取引先企業との連携・共存共栄という持続可能な関係を築くことは重要な経営戦略の一つです。

また、当社は毎年10月を企業倫理月間として、さまざまな法律・ルールの周知徹底を強化する月度としていきます。

この機会に、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨・内容をあらためてご確認いただき、各部署や取引先において、当社の「パートナーシップ構築宣言」の周知徹底を図るとともに、公平な取引条件の設定などその実践に努めるようにしましょう。

（法務課 福山 陽介 記）